東北学院大学

内部質保証ガイドブック

２０２４

東北学院大学内部質保証委員会

はじめに

この度、本学の内部質保証体制及び関連規程を広く教職員に理解してもらうための内部質保証ガイドブック 2024 を作成いたしました。

内部質保証とは、大学がその教育理念や目標を実現するために、教育及び研究活動、並びに施設及び設備などの教学環境の状況を自ら継続的に点検・評価し、社会に対して質の保証を自ら行うとともに、PDCA サイクルによって絶えず改善・向上を目指す取り組みのことを指します。本学は、7 年ごとに受審することが法律で義務付けられている認証評価を今年度受審しており、認証評価では特にこの内部質保証体制が重視されることとなります。

点検・評価報告書とあわせて本ガイドブック並びに付録の FAQ を読んでいただくことにより、本学で実施すべき内部質保証の流れ及びその手続き、各構成員の役割、関連規程についての理解がさらに深まることを期待しています。

副学長（点検・評価担当）　中沢　正利

目次

1．　内部質保証と教学マネジメント 1
（1）　内部質保証とは 1
（2）　教学マネジメントとは 2
2．　本学の内部質保証体制 5
（1）　東北学院大学内部質保証システム体系図 5
①　体系図 5
②　PDCA サイクル図 5
③　点検・評価、改善・向上の流れ 6
（2）　内部質保証システムに関わる各委員会等の役割と構成員 6
①　内部質保証委員会 6
②　東北学院大学点検・評価委員会 7
③　学長協議会 7
④　教学改革推進委員会 8
⑤　大学院委員会 8
⑥　各学部・各研究科・各部局 8
⑦　教職員 9
（3）　教学上の 3 つの方針の基本的な考え方 9
3．　点検・評価 9
（1）　認証評価について 10
2024 年度の認証評価スケジュール 11
（2）　自己点検・評価について 11
①　大学基準の構成 11
②　基本的な自己点検・評価の進め方（『点検・評価報告書』作成を例として） 12
（3）　点検・評価項目と自己点検・評価の担当 12
4．　関連規程等 16
（1）　東北学院大学内部質保証に関する基本方針 16
（2）　東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程 17
（3）　東北学院大学点検・評価に関する規程 20
≪付録≫　2023 年度東北学院大学点検・評価報告書　ＦＡＱ集 24
質問編 24

1．　内部質保証と教学マネジメント

(1) 内部質保証とは

「内部質保証」とは、大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、PDCA サイクルによって改善・向上に絶えず取り組むことを指す。これは、質保証の責任が、第一義的には大学自身にあるという考え方に基づく。大学が自律的な組織として社会からの信頼を得るためには、大学が学問の自由と誠実性（インテグリティ）を尊重し、自らの活動の質を確認、保証し、その一連の方法や結果を社会に示していくことが求められる。

「教育の内部質保証」とは、大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を自ら継続的に保証することを指す。（中略）教育研究活動の質保証のためには、それぞれの教育プログラムの編成・実施に責任をもつ組織が、そのプログラムにおける教育研究への取組状況や、プログラムにおける学修成果を定期的に分析・評価し、その結果に基づいて、改善・向上を図ることが必要である。その上で、大学が各教育プログラムにおけるこうした取組を把握し、改革・改善の仕組みが機能していること、ならびにそれによって、大学が設定した教育の質が確保されていることを保証することが必要である。また、この状況を大学が社会に説明することも重要である。その際には、大学が自ら掲げた目的に基づき、自発的に質の向上を進めていく文化（「質の文化」）を意識的に醸成してゆく必要がある。

出典：「教育の内部質保証に関するガイドライン」（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 2017）

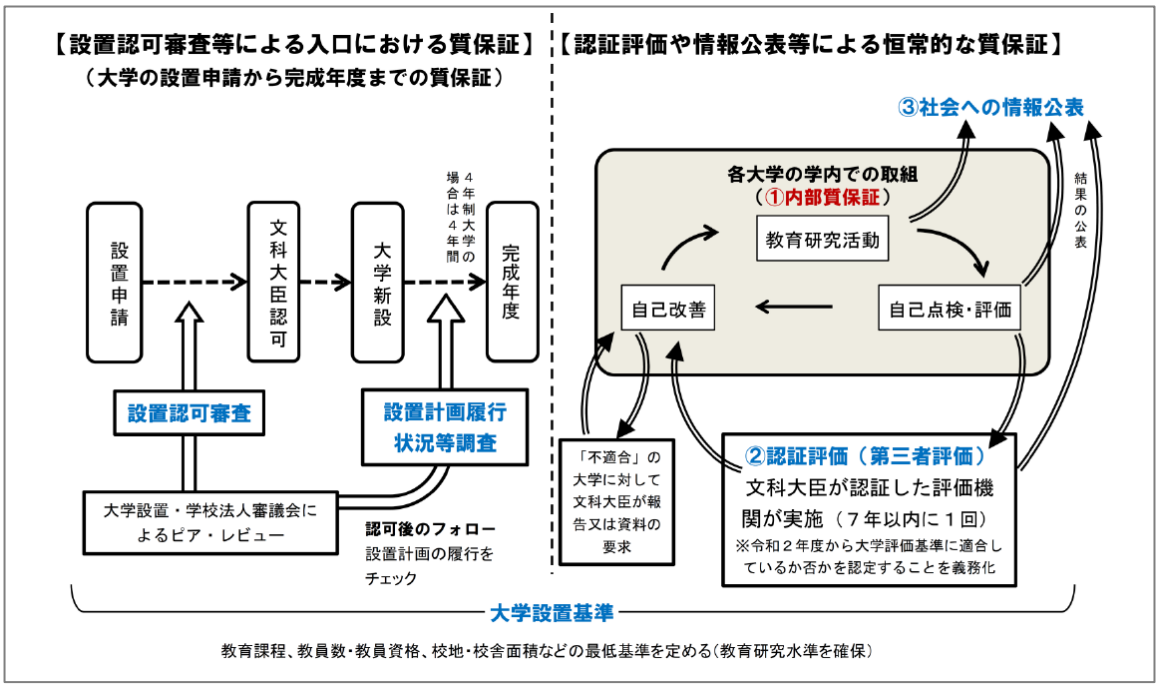

図 1　我が国の大学の質保証のイメージ図

出典：中教審大学分科会質保証システム部会第 14 回参考資料 1

「質保証システム見直しに係る基礎資料集」p.6

教育研究活動や学生の学修成果を向上させる内部質保証の取り組みは大学の義務！

（2）教学マネジメントとは

「教学マネジメント指針[1]」（令和２年１月中央教育審議会大学分科会）によれば、教学マネジメントは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義でき、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みであると位置づけられている。内部質保証が教育研究の質を担保するための「教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み」である一方、教学マネジメントは「マネジメント（組織が意思決定した事項について、より少ない資源で、確実に実現すること）」の視点によって教育目的の達成を目指すものである。教学マネジメントにより、点検・評価から改善までを組織的なサポートによって実現し、内部質保証システムを有効に機能させることが求められている。

昨今の予測困難な時代にあって、高等教育改革の実現すべき方向は「学修者本位の教育の実現」であると言われている。内部質保証の確立を目指した教育改善が学修者の目線とずれていたり、十分な成果に結びついていない事例が見受けられるためである。教学マネジメント指針は、大学における学修者本位の教育の実現を図るための改善・改革の取り組みを行う際に留意すべき事項であり、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）等の教育目標を適切に設定して達成度を測定し、測定結果に応じた改善活動を行うこと、そしてその流れを公表する」ことについて具体的な項目Ⅰ～Ⅴが示されている。

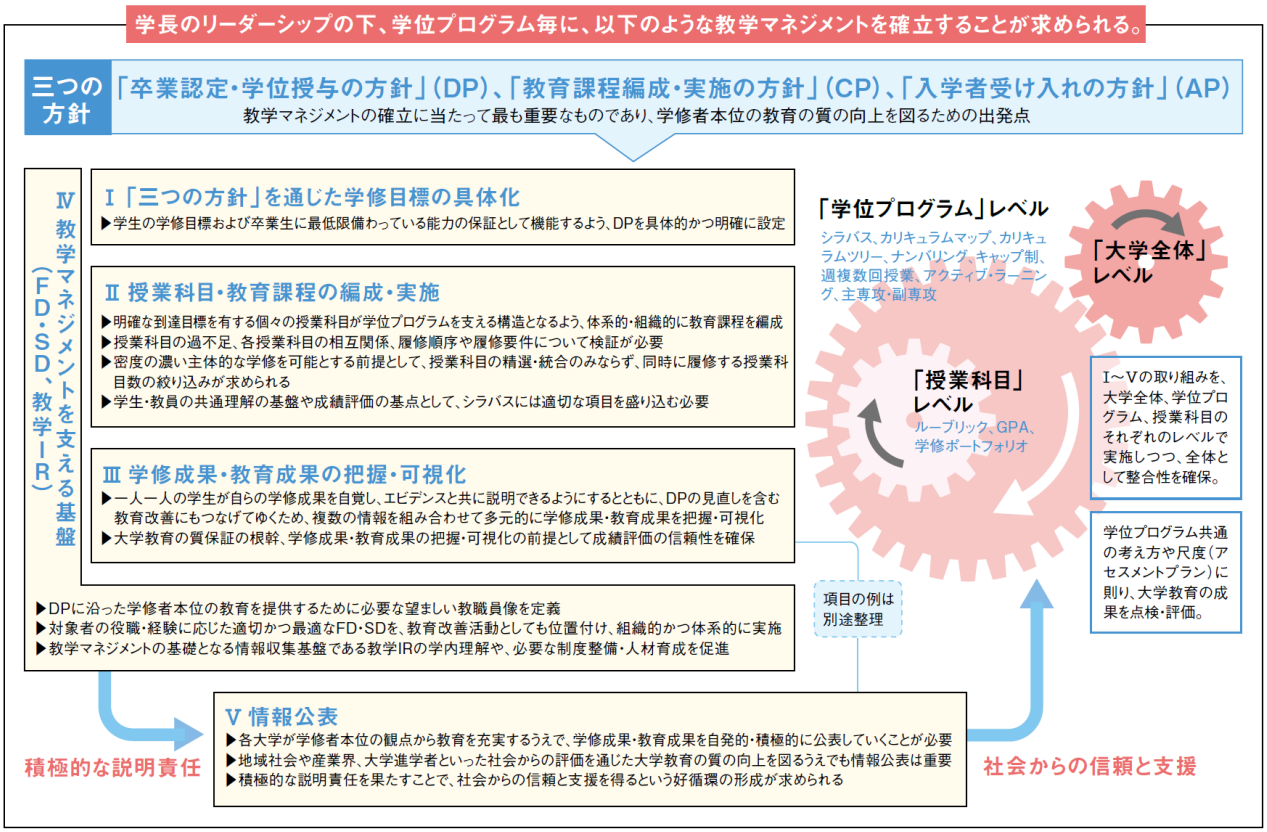

図 2　「教学マネジメント指針」概要　出典：進研アド『Between』2021 年 9-10 月号[2] p.8

東北学院大学においても、この指針を参考とし、２章に示す体制で「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」についてそれぞれの取り組みを行っている。

---

[1] https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html

[2] http://between.shinken-ad.co.jp/between/2021/09/20219-10.html

＜「教学マネジメント指針」の主な内容＞

Ⅰ 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

	大学全体	学位プログラム	授業科目
必要	学位プログラム共通の考え方や基準で点検・評価／評価方法の策定	具体的・明確で客観的に評価できる目標設定／学修者と社会のニーズをふまえた目標設定／新たなニーズを自ら定義し創出する姿勢	
期待	学位の名称にふさわしい目標となっているか確認／大学全体の３ポリシー策定	専門分野を超えた幅広い資質・能力を目標に設定／客観性の確保／外部ノウハウの活用	
検討		資質・能力を「学生は、～することができる」で記述	

Ⅱ 授業科目・教育課程の編成・実施

	大学全体	学位プログラム	授業科目
必要	大学全体のレベルで教育課程編成・実施を組織的に行う	学位プログラム全体で実施／ＤＰとの関係が明らかでない科目の見直しや取りやめ／ナンバリングの実施／教員、職員、専門スタッフによるきめ細かな履修指導／シラバスの記載項目設定やＤＰと科目の到達目標の関係の確認／登録単位数の上限や科目で必要な学修時間の見直し	能動的学修（アクティブ・ラーニング）の適切な活用／シラバスで科目の到達目標を明確に示し、適切な成績評価を実施／シラバスに、講義の方法・内容、計画、成績評価基準、事前事後に必要な学修内容、ＤＰと科目の関係を盛り込む
期待	日常的な点検／外部ノウハウの取り入れ	学生の学修の幅が広がる教育課程の工夫	
検討	外部評価の活用	教育課程について外部意見収集／教育課程部門を超えた修学支援体制の構築／教員間でのシラバスチェック／キャップ制の適用除外運用	ＴＡによる学修支援／到達目標は「学生は、～することができる」といった形式で記述し、達成状況を客観的に評価

Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化

	大学全体	学位プログラム	授業科目
必要	GPA の信頼性の確保のため算定方法や分布状況を公表	複数教員分担による科目の成績評価の平準化／成績評価が意図通りか点検／ＧＰＡを多様な用途で活用／学生の成長実感などの情報も組み合わせた包括的な資質・能力評価	各科目で厳格かつ公正で透明な成績評価／成績評価結果等の分布をふまえた授業改善
期待	大学全体で厳格な成績評価を実施／大学としての考え方を内外に示す／可視化に用いる情報の自主的な策定・開発	さまざまな情報の組み合わせによるＤＰの達成状況の評価／適切な学生へのフィードバック	重点科目の評価設計は学位プログラム全体で通用する評価とする

検討	教育改善を進める全学的な組織の整備	ＤＰの達成状況をわかりやすく示す／学生が自らの学修成果を社会に示す／直接的な手法での評価（特に卒業研究）／ＤＰと関連の深い科目に絞り直接評価による負担を軽減／学修時間は前提条件、就職率等は社会からの評価として見る／中退率は、他の情報と組み合わせて見る／学修ポートフォリオの活用	ＤＰと関連の深い科目に絞って直接的な評価を実施

Ⅳ 教学マネジメントを支える基盤（ＦＤ・ＳＤの高度化、教学ＩＲ体制の確立）

	大学全体	学位プログラム	授業科目
必要	マネジメント層へのＦＤ・ＳＤ／望ましい教職員像の策定／外部との連携によるＦＤ・ＳＤの機会提供・環境づくり／教学ＩＲの環境整備／教学ＩＲに必要な学内の各種データを体系的かつ効率的に収集・分析できる運用の確立	学部長等へのＦＤ・ＳＤ／教職員の経験等に応じた体系的なＦＤ・ＳＤの機会提供／学位プログラム単位での必要な情報収集と、教学ＩＲ部門への重点項目の指示	望ましい資質・能力を身に付けるためのＦＤ・ＳＤ／ＤＰとの関係からのマクロな観点と、学生の参加意欲や興味・関心からのミクロな観点からの両方から科目の検証・改善
期待	教職員の能力開発を担当する組織の構築・運用・専門人材の確保・育成／外部機関の活用や大学間連携によるＩＲ事務の共同処理		授業評価アンケートを授業改善の基礎資料として定着させ、ＩＲの必要性を高める
検討	教員対象と職員対象の研修の一体化		さまざまな手法から最適な手法を選んでＦＤ・ＳＤを実施

Ⅴ 情報公表

	大学全体	学位プログラム	授業科目
必要	義務付けられた情報公表への適切な対応／ＤＰ達成状況を学生、大学が説明可能とし、改善に活用／学外者にもわかりやすく表現／教学組織とＩＲ部門との連携など適切な体制を整え情報収集を実施／学位プログラム間・大学全体としての情報の整合性、学校基本調査等の公表情報との整合性を担保／広く周知を図る		
期待	適切な分析・解説などを加える／利用者の便宜を図る／海外へも公表		
検討	他大学との比較をベンチマークとして提示／問い合わせに対応する職員の配置／大学ポートレートの活用／多言語の使用		

２． 本学の内部質保証体制

（１）東北学院大学内部質保証システム体系図

① 体系図

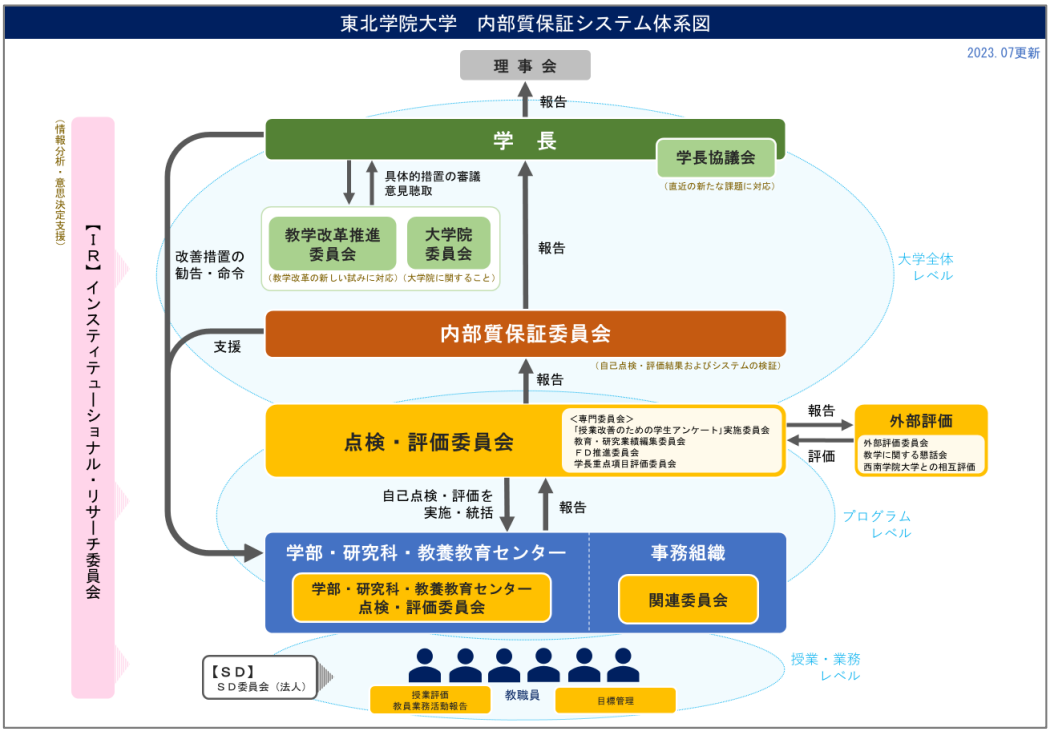

② PDCA サイクル図

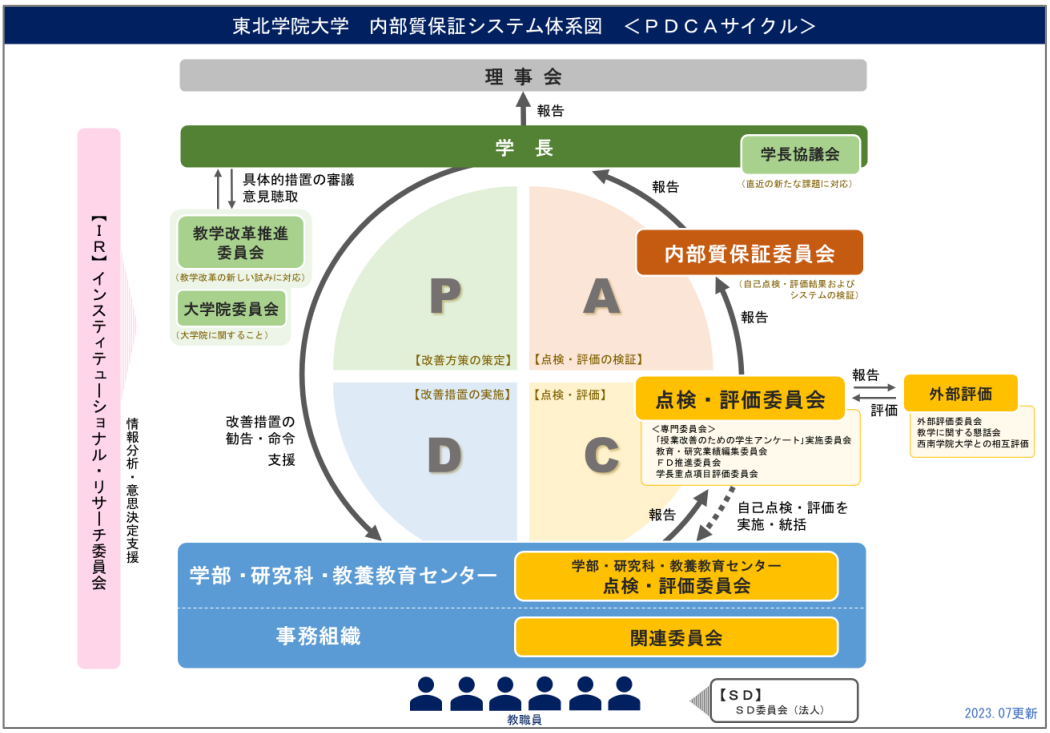

③　点検・評価、改善・向上の流れ

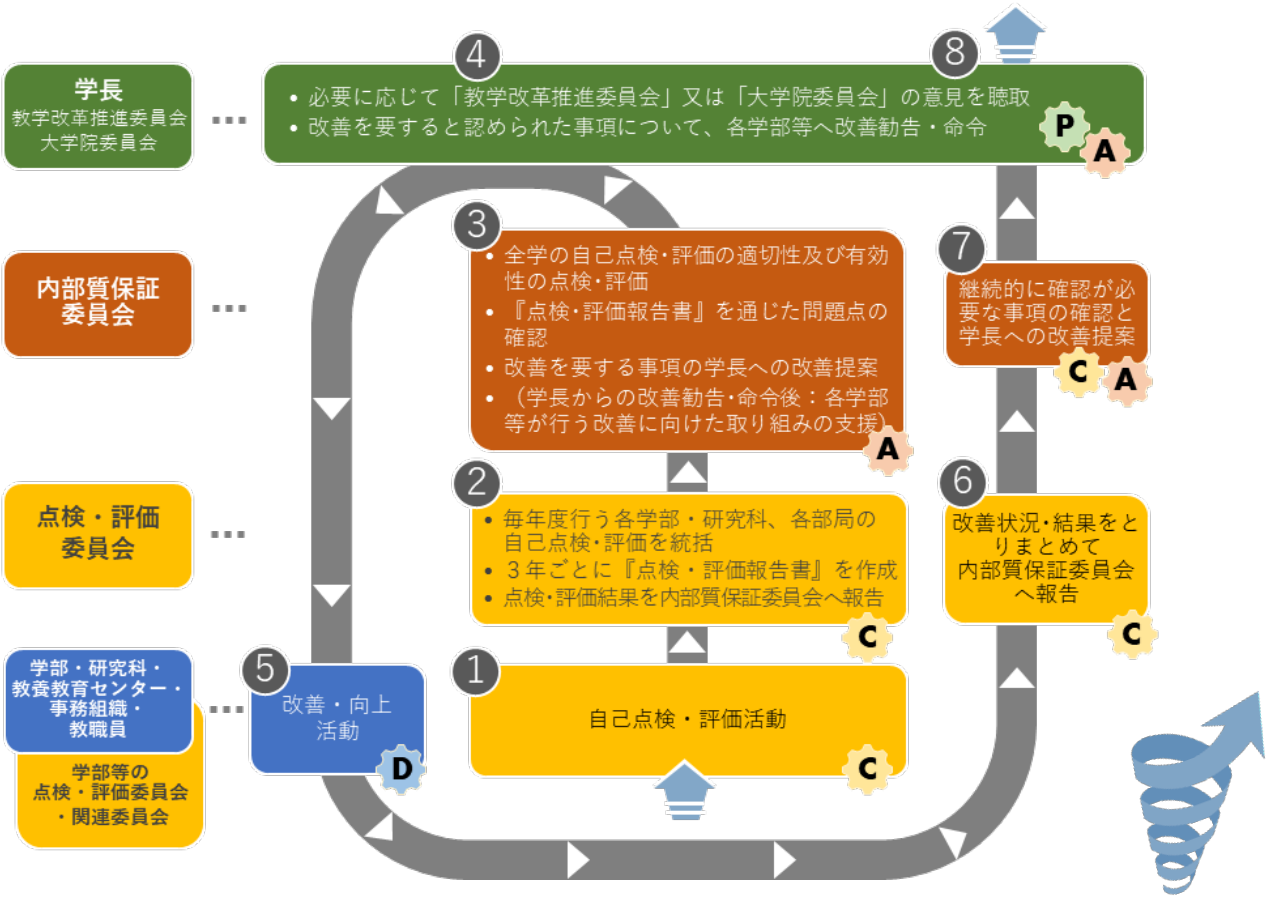

（２）内部質保証システムに関わる各委員会等の役割と構成員

①　内部質保証委員会　　【点検・評価の検証】 A

内部質保証委員会は、本学の内部質保証をつかさどり、その推進に責任を負う全学的な組織である。本学や本学を構成する全ての組織及び教職員が実施する**自己点検・評価について全学的な観点から点検・評価**し、その結果を学長に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質保証に資するものとなるための**改善方策を審議**し、学長に提言するとともに、関係組織又は職員が行う**改善に向けた取組を支援**することを目的としている。

内部質保証委員会の審議において改善が必要と認められた事項については学長に報告し、学長が必要に応じて、教学改革推進委員会又は大学院委員会の意見を聴取し、学長が関係組織や教職員に対し適切な措置を命じる仕組みとなっている。この措置について、内部質保証委員会は学部・研究科及び関連部署に対して、改善のための支援を行う。

［構成員］ 委員長：副学長（学務担当）
委　員：副学長（総務担当、点検・評価担当）、学長特別補佐、学長室長、高等教育開発室長、総務部長、政策支援 IR 課長
陪　席：学長ほか

② 東北学院大学点検・評価委員会 【点検・評価】 C

東北学院大学点検・評価委員会は、大学の教育、研究及び社会貢献並びにそれを支える管理運営及び財務に関わる業務の質的向上を目的として、本学、本学を構成する全ての組織及び教職員の責務とされている**自己点検・評価を実施・統括**するとともに、「大学全体レベル」での内部質保証として、大学全体に関わる事項の有効性の検証を行い、その結果を内部質保証委員会へ報告する。

また、外部評価（外部評価委員会、東北学院大学の教学に関する懇話会等）の結果についても、点検・評価委員会において報告が行われたのち、内部質保証委員会にて報告が行われる。

東北学院大学点検・評価委員会には、下位組織として、「『授業改善のための学生アンケート』実施委員会」、「教育・研究業績編集委員会」、「FD 推進委員会」、「学長重点項目評価委員会」の 4 つの専門委員会が置かれている。

［構成員］ 委員長：副学長（点検・評価担当）
委　員：副学長（総務担当、学務担当）、学部長及び教養教育センター長、研究科長、各学部、教養教育センター及び各研究科選出の教員、
高等教育開発室長、高等教育開発室副室長、
大学部門の部長（宗教部長、学長室長、教学組織改編推進室長、総務部長、地域連携部長、研究支援部長、学務部長、国際交流部長、入試部長、学生部長、就職キャリア支援部長、図書館長、図書部長、情報システム部長）、
大学部門の次長及び課長、教職課程センター所長、
法人事務局次長、内部監査室長、法人部門の部長（庶務部長、人事部長、財務部長、施設部長、広報部長、史資料センター事務室長）、法人部門の次長及び課長

③ 学長協議会 【改善方策の策定】 P

東北学院大学学長協議会（2023 年度より 5 者会議から構成員を見直して改称）は、**直近の新たな課題解決に対する方針を検討**する学長直属の協議機関であり、学長の求めに応じて、本学における校務全般の適正遂行のために必要な事項について協議することを目的としている。ここでの合意事項を踏まえて、副学長及び総務部長は、本学の関係機関に対し、当該事項の速やかな実現のために必要な具体策の立案や実行を指示する。

［構成員］ 学長、副学長（総務担当、学務担当、点検・評価担当）、学長室長、総務部長

④ 教学改革推進委員会　【改善方策の策定】P

教学改革推進委員会は、内部質保証の中核が「教育の質保証」であるという基本方針に則り、本学の全体に関わる**新たな取り組みなどの教学改革の基本方針**を立て、学内関係機関にその具体的実施を指示し、または必要な措置を講じることにより、本学における不断の教学改革を推進することを目的としている。**点検・評価の結果、内部質保証委員会において改善を要すると認められた事項について、学長が必要に応じて教学改革推進委員会の意見を聴取**し、学長が関係組織又は教職員に対して改善の勧告又は命令を行う。

［構成員］
委員長：学長
委　員：副学長（総務担当、学務担当、点検・評価担当）、大学院委員会委員長、大学院委員会副委員長、学長室長、学部長及び教養教育センター長、高等教育開発室長、学務部長、総務部長
陪　席：理事長、常任理事（総務担当、財務担当、人事担当）、法人事務局長、法人事務局次長、宗教部長、国際交流部長、入試部長、学生部長、地域連携センター長、財務部長、広報部長、情報処理センター長、学長特別補佐、監事、政策支援 IR 課長

⑤ 大学院委員会　【改善方策の策定】P

大学院委員会は、学生の入学及び課程の修了、学位の授与、学生の賞罰及び奨学などの大学院の教育研究に関する重要な事項を審議している。**点検・評価の結果、内部質保証委員会において改善を要すると認められた事項のうち、研究科に関する事項については、学長が必要に応じて大学院委員会の意見を聴取**し、学長が関係組織又は教職員に対して改善の勧告又は命令を行う。

［構成員］
委員長：学長
委　員：副学長（総務担当、学務担当、点検・評価担当）、学部長、研究科長、宗教部長、学務部長、学生部長、入試部長、就職キャリア支援部長及び各研究科専攻主任

⑥ 各学部・各研究科・各部局　【改善措置の実施】【点検・評価】D C

学部・研究科にはそれぞれの「点検・評価に関する内規」により点検・評価委員会が置かれ、学科や専攻の体制に応じた業務フローに沿って**諸活動の適切性の検証を行い、東北学院大学点検・評価委員会へ報告**する。また、各部局においては、それぞれの業務に関連する各種委員会において点検・評価を行う。

「学位プログラムレベル」での内部質保証として、具体的には、教育課程の体系性、学修成果、学習支援の適切性、教員組織の適切性、社会のニーズとの適合性、施設・設備等の適切性などの検証を行う。

⑦ 教職員　【改善措置の実施】【点検・評価】 D C

本学を構成する全ての組織及び教職員は、それぞれの業務について、内部質保証に努めることが責務とされている。**内部質保証を適切に行うために、自己点検・評価（目標設定、目標達成に向けた行動、点検・評価、改善方策の策定及び実施）**を行う（東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程　第３・４条)。

教員は「授業科目レベル」での内部質保証を行う。具体的には、各授業の内容・方法の検証、シラバスとの整合性の検証、厳格な成績評価、「授業改善のための学生アンケート」による改善などを行う。

(３)教学上の３つの方針の基本的な考え方

本学においても、教学マネジメント指針に示されているように、全学部共通・全研究科共通及び各学部・研究科の「教学上の３つの方針」(学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）を定めている。

それぞれの具体的な内容は、大学ホームページ［情報公開］→［教学上の「三つの方針」］ページを参照のこと。

https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/aim/teaching.html

また、これらの「教学上の３つの方針」を策定するための大学としての基本的な考え方を、次のように定めている。

＜教学上の３つの方針の基本的な考え方＞

東北学院は、建学の精神の実現のため、スクールモットー「LIFE LIGHT LOVE」のもと、東北学院教育の基本方針に基づいて教育・研究活動を行う。

東北学院大学及び大学院は、その学位プログラムごとに掲げられた教育理念・目的及び教育目標を達成するため、全学レベルの教学上の３つの方針と連動するように、学位プログラムごとに教学上の３つの方針を定める。

また、これらの教学上の３つの方針は、教育の質向上を継続的に担っていく内部質保証システムの核となるものとして、絶えず検証し、必要に応じて見直していくものとする。

３．　点検・評価

「1.(1)内部質保証とは」(P.1）で説明した通り、内部質保証は継続的な点検・評価の実施が中心となる。本学では、点検・評価を次のように定期的に実施することとしている。

７年ごと	**認証評価**（(公財）大学基準協会） ※前回（第２期）は 2017 年度に「適合」の評価を受けた。2024 年度は、第３期の受審中。
３年ごと	**点検・評価報告書作成**（認証評価の年度を除く３年ごとに作成） ※2016 年度（2017 年度認証評価用)、2020 年度、2023 年度（2024 年度認証評価用）に作成。

毎年度	・点検・評価委員会が指示する項目に沿った点検・評価 ・各委員会による年間計画・振り返り ・「TG Grand Vision 150」の中期計画 実行計画点検・評価（法人 企画委員会） ・教員の教員業務・活動報告書作成、授業改善のための学生アンケート ・外部評価（外部評価委員会、西南学院大学との相互評価、東北学院大学の教学に関する懇話会） …等

（1）認証評価について

「1.(1)内部質保証とは」（P.1）において、大学の質保証のために文部科学大臣の認証を受けた評価機関による第三者評価（認証評価）を 7 年以内に 1 回受けることが義務付けられていることを示した。

認証評価は、各評価機関が定める評価基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて公表することで、大学が社会的評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて自ら改善することを促す制度である。

認証評価を「義務」として捉えるのではなく、認証評価の受審をきっかけとして教学環境の改善（教学改革）と大学プレゼンスの向上を進めるべき

本学は（公財）大学基準協会による認証評価を受審しており、前回は 2017 年度に受審し「適合」を受け（努力課題の提言を受けて改善報告書を提出済み）、次回は 2024 年度に受審する（受審中）。

＜参考：2017 年度受審時の認証評価結果＞

長所	努力課題
基準 4．教育内容・方法・成果 1） 教育課程の中核としての TG ベーシック科目 2） 特色ある教育プログラム－文学研究科 アジア文化史専攻の学外実習制度 **基準 8．社会連携・社会貢献** 1） 『震災学』の刊行 2） 災害ボランティアステーション **基準 9．管理運営・財務** 1） 職員業務研究	**基準 4．教育内容・方法・成果** 1） 教職単位を卒業要件に含めている件（文学部） **基準 5．学生の受け入れ** 1） 入学者超過と編入学者不足（工学部環境建設工学科） 2） 編入学者不足(複数学科) 3） 大学院の在籍学生数不足(複数専攻) **基準 7．教育研究等環境** 1） 図書館司書の有資格者数

※上記の基準の番号は第 3 期（2018～2024 年度）より変更されている。

2024 年度の認証評価スケジュール

・2023 年度に作成した「点検・評価報告書」を（公財）大学基準協会へ提出（2024 年 4 月 1 日まで）
・事前質問、書面評価結果の受領（実地調査 5 週間前：8 月 23 日）
・事前質問に対する回答（実地調査 10 日前まで：9 月 17 日）
・実地調査（9 月 27・28 日）
・「大学評価（認証評価）結果」受領（2025 年 3 月末予定）

（2）自己点検・評価について

本学の自己点検・評価は、「東北学院大学点検・評価に関する規程」より

- 大学基準協会の定める「大学基準」に基づいた「点検・評価項目」のうち、年度ごとに点検・評価委員会が指定する項目について実施する。
- 認証評価の年度を除く 3 年ごとに『点検・評価報告書（大学基礎データ及び基礎要件確認シートを含む。）』を作成する。
- 点検・評価の結果は、点検・評価委員会でとりまとめ、内部質保証委員会で報告する。内部質保証委員会において改善を要すると認められた事項については学長に報告し、学長が必要に応じて教学改革推進委員会又は大学院委員会の意見を聴取したのち、関係組織又は職員に対して改善の勧告又は命令を行う。

としており、東北学院大学点検・評価委員会の統括の下、各学部・研究科、各部局が行う。

① 大学基準の構成

自己点検・評価を実施する項目は、大学基準協会の定める大学基準に準じる（その他、独自の視点による点検・評価項目を追加しても良い）。

大学基準は、右図で示すとおり、大学の掲げる「理念・目的」を軸として、これを実現するために「教学上の 3 つの方針」に沿った教育・研究を行い、さらに内部質保証活動により継続的な改善を図りつつ、大学の運営・財務によって一連の活動を支える構成となっている。

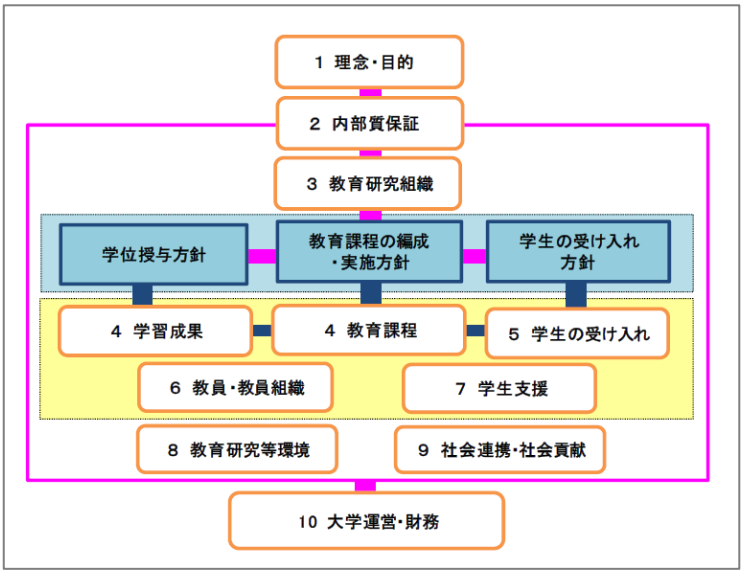

図 3　大学基準の構成図

（大学評価ハンドブック／大学基準協会）

② 基本的な自己点検・評価の進め方（『点検・評価報告書』作成を例として）

（ア）各学部・研究科、各部局の自己点検・評価

点検・評価委員会が統括する自己点検・評価は、点検・評価委員会の提示する「『自己点検・評価報告書』作成要領」に基づき、各学部・研究科、各部局が実施する。各担当組織は、「自己点検・評価シート」（Excel）に点検・評価項目ごとの現状説明、長所・特色、課題等をまとめ、根拠資料を整備する。また、これを「点検・評価報告書」（Word）にまとめる。

（イ）全学的観点による自己点検・評価

点検・評価委員会は（ア）の結果をとりまとめ、各章の執筆担当者（後述）は全学的な取り組みとして『点検・評価報告書』を作成する。

- 点検・評価の過程で明らかとなった課題・問題点については、内部質保証委員会へ報告され、改善が必要と認められた事項については学長へ報告し、学長が必要に応じて教学改革推進委員会又は大学院委員会の意見を聴取し、学長は関係組織又は職員に対して改善の勧告又は命令を行う。

（3）点検・評価項目と自己点検・評価の担当

大学基準（1～10（2））の下には、それぞれの基準において「点検・評価項目」が設定されている。

＜点検・評価項目の構成＞（基本）

- 点検・評価項目①：方針があるかどうか、その内容はどういったものか
- 点検・評価項目②以降：方針に従ってどのような取り組みが行われているか
- 点検・評価項目の最終項目：その基準の適切性についての点検・評価、改善・向上をどのように行っているか

下表の通り、各点検・評価項目ごとに執筆担当を定め、各部局における点検・評価を行い、全学的観点により大学全体のまとめを行う。

大学基準	点検・評価項目	執筆担当	全学的観点（まとめ）
1.理念・目的	① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	各学部長、各研究科長	副学長（総務担当）
	② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	各学部長、各研究科長	
	③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	各学部長、各研究科長、広報部長、企画課長、政策支援 IR 課長	

2.内部質保証	① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	副学長（学務担当）、 学長室長 ※③④は 教職課程センター所長	副学長（学務担当）
	② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。		
	③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。		
	④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。		
	⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。		
3.教育研究組織	① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	学務部長、 教学組織改編推進室長 ※①は教職課程センター所長	学務部長
	② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。		
4.教育課程・学習成果	① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	各学部長、 各研究科長、 学務部長	副学長（学務担当）（全学教育機構長）
	② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。		
	③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。		
	④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。		
	⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。		
	⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。		
	⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。		
5.学生の受け入れ	① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	各学部長、 各研究科長、 入試部長 ※②④は 広報部長	入試部長
	② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。		
	③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。		
	④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。		

6.教員・教員組織	① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部･研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	各学部長、 各研究科長、 学務部長 ※④は 研究支援部長	副学長（総務担当）
	② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。		
	③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。		
	④ ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。		
	⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。		
7.学生支援	① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	学務部長、 総務部長、 学生部長、 国際交流部長、 就職キャリア支援部長	学生部長
	② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。		
	③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。		
8.教育研究等環境	① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	学務部長	副学長（総務担当）
	② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。	学務部長、 施設部長、 情報システム部長	
	③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	図書部長	
	④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	学務部長、 研究支援部長	
	⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。		
	⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	学務部長、 図書部長、 施設部長、 研究支援部長、 情報システム部長	
9.社会貢献･社会連携	① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	学長室長、 総務部長、 研究支援部長、	総務部長
	② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・		

	社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	国際交流部長、	
	③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。		
10.大学運営・財務 **（1）大学運営**	① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	庶務部長、 人事部長、 総務部長	総務部長
	② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。		
	③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	財務部長、 総務部長	
	④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	庶務部長、 人事部長、 総務部長	
	⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	人事部長、 総務部長	
	⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	庶務部長、 人事部長、 財務部長、 総務部長	
10.大学運営・財務 **（2）財務**	① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	財務部長	副学長（総務担当）
	② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。		

※各点検・評価項目ごとの評価の視点は「大学評価ハンドブック（大学基準協会）」参照のこと。

４． 関連規程等

（１）東北学院大学内部質保証に関する基本方針

〇東北学院大学内部質保証に関する基本方針

平成 27 年 3 月 25 日制定第 12 号

東北学院大学内部質保証に関する基本方針

東北学院大学（以下「本学」という。）は、大学の社会的役割である教育、研究及び社会貢献に関わる諸活動の質が、社会的期待及び本学の目的・目標からみて一定水準に達していることを自らの責任で証明・説明していかなければならない。本学は、次に掲げる基本方針をもって、この「内部質保証」の責任を果たすものとする。

１． 内部質保証の本質は、自己点検・評価の実質化である。

本学を構成する各組織及び各個人が、自らの活動を不断に点検評価し、それに基づいて絶え間なく改善を行うという、いわゆるＰＤＣＡサイクルを機能させることが内部質保証の本質である。

２． 内部質保証は、システム化されなければならない。

本学は、内部質保証に関するこの基本方針のもとに、規程によって内部質保証に関する手続きを整備する。特に、内部質保証を統括する組織の責任と権限を明確にすること及び点検・評価を改善に結び付ける仕組みを作ることは不可欠である。

３． 内部質保証の中核となるのは、教育の質保証である。

大学の質保証の対象には、教育、研究及び社会貢献に関わる全ての活動並びにそれを支える管理運営及び財務基盤に関わることが含まれるが、大学一般においても本学においても、最も重要なものは教育に関する質保証である。したがって、本学の内部質保証システムにおいても、その中核は、教育改善のための仕組み作りである。

４． 教育の内部質保証は、３つのレベルで行われなければならない。

教育の内部質保証のためには、大学全体、カリキュラムなど教育プログラム、そして授業の３つのレベルで行われなければならない。それぞれは担い手が異なるだけでなく、保証すべき質の在り方、そして点検・評価の観点が異なるからである。

５． 教育の内部質保証では、教育成果が重視されなければならない。

教育の質保証の対象には、「目的・目標」、「方法・手段」、「結果・成果」の３要素が含まれるが、今日の大学教育に特に強く求められているのは「ラーニングアウトカムズ（学習成果）」の質保証である。したがって、本学の内部質保証システムにおいても、教育成果を保証・改善するための仕組み作りが重要な課題となる。

６． 内部質保証システムは、外部に開かれていなければならない。

内部質保証システムは、認証評価などの外部評価の対象となるだけでなく、検証過程に学外者の参画を求めるなどシステム内部に外部の意見が反映されるものでなければならない。したがって、本学の内部質保証に関する情報は、学内構成員にはもちろん、本学のステークホルダーをはじめ広く社会に発信されなければならない。

（２）東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程

〇東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程

平成 27 年 3 月 25 日制定第 13 号
令和 5 年 12 月 13 日改正第 214 号

（趣旨）
第１条　この規程は、東北学院大学内部質保証に関する基本方針に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）の内部質保証のための体制と手続に関し必要な事項を定める。

（定義）
第２条　この規程において「内部質保証」とは、本学が教育、研究及び社会貢献並びにそれを支える管理運営及び財務に関わる業務について、自己点検・評価等を踏まえて質的向上を図り、本学に求められる社会的期待並びに自己の定める目的及び目標からみて、それらの業務が一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明する恒常的かつ継続的活動をいう。

（内部質保証の責務）
第３条　本学、本学を構成する全ての組織及び職員は、それぞれの業務について、内部質保証に努めなければならない。

（自己点検・評価の責務）
第４条　本学、本学を構成する全ての組織及び職員は、内部質保証を適切に行うために、それぞれの業務について、次に掲げる事項を含む自己点検・評価を実施しなければならない。
（１）　業務の質向上に向けた目標設定
（２）　前号の目標達成に向けた行動
（３）　前２号の事項についての点検・評価
（４）　前号の点検・評価の結果を利用した改善方策の策定及び実施
（５）　前各号に関する説明及びその公表
２　本学の自己点検・評価は、東北学院大学点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）が統括する。
３　本学を構成する全ての組織は、当該組織の業務に関する自己点検・評価の実施に責任を持つ組織を置き、所属する職員の自己点検・評価の実施に関して点検・評価委員会を助けるものとする。
４　職員は、点検・評価委員会の指示によるほか、職務に内在する職責として業務の自己点検・評価を実施しなければならない。

（自己点検・評価の実施）
第５条　本学は、東北学院大学点検・評価に関する規程（以下「点検・評価に関する規程」という。）に基づき、点検・評価委員会のもと、自己点検・評価を実施する。

（委員会の設置）
第６条　本学に、内部質保証をつかさどる組織として、東北学院大学内部質保証委員会（以下「委

員会」という。）を置く。

（委員会の目的）
第７条　委員会は、本学、本学を構成する全ての組織及び職員が実施する自己点検・評価について点検・評価し、その結果を学長に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質保証に資するものとなるための改善方策を審議し、学長に提言するとともに、関係組織又は職員が行う改善に向けた取組を支援することを目的とする。

（委員会の審議事項）
第８条　委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。
（１）　本学における自己点検・評価の結果において改善が必要と思われる事項
（２）　本学における自己点検・評価の適切性及び有効性の点検・評価
（３）　本学における自己点検・評価結果活用の適切性及び有効性の点検・評価
（４）　前各号の事項に関する情報の公開
（５）　前条の関係組織又は職員が行う改善に向けた取組の支援
（６）　その他本学の内部質保証に関する事項
２　前項第１号から第５号までに関する審議は、点検・評価に関する規程に基づき実施される自己点検・評価の報告書が提出された後、速やかに行わなければならない。
３　委員会は、第１項の審議事項に関して自己点検・評価を実施した組織又は職員からの報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
４　委員会は、第１項各号で審議した結果について学長に報告を行う。

（優先事項）
第９条　委員会は、前条第１項に規定する審議を行うに当たり、本学における教育の質保証の重要性に鑑み、次に掲げる事項を優先的に取り扱うものとする。
（１）　授業の内容及び方法
（２）　教育課程及び教育プログラム
（３）　教育成果及びその測定
（４）　教学上の三つの方針の適切性の検証
（５）　教育環境及び教育施設
（６）　教育組織編制及び教員組織編制
（７）　学生支援
（８）　自己点検・評価に提示された証拠データ
（９）　自己点検・評価に関する情報の公開

（委員会の組織）
第 10 条　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
（１）　副学長
（２）　学長室長
（３）　高等教育開発室長
（４）　総務部長

（５）　政策支援ＩＲ課長
（６）　委員長が指名する者　若干名
２　委員会には、学長が陪席する。
３　委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に陪席させることができる。

（委員長）
第 11 条　委員会に委員長を置き、副学長（学務担当）をもって充てる。
２　委員会に副委員長を置き、副学長（総務担当）をもって充てる。
３　副委員長は、委員長の命を受けたとき又は委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

（委員会の招集、定足数及び議決）
第 12 条　委員長は、委員会を招集し、議長となる。
２　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。
３　委員が公務のため委員会に出席できないときは、その事情を明らかにして委員長に委任状を提出し、議決権の代理行使を委託することができる。
４　委員会の議決は、出席した委員の過半数の同意をもって行い、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（学長の対応）
第 13 条　学長は、第８条第１項により審議された事項が改善を要すると認められた場合は、関係組織又は職員に対し、次に掲げる事項を含めて適切な措置を命じることができる。この場合において、学長は、必要に応じて東北学院大学教学改革推進委員会又は大学院委員会の意見を聴取する。
（１）　改善の勧告又は命令
（２）　改善支援の勧告又は命令
（３）　改善プログラム作成の勧告又は命令
（４）　改善目標設定の勧告又は命令
（５）　その他改善に有効と思われる措置
２　学長は、前項に掲げる措置のうち、理事会の承認が必要なものについては、必要な手続を取らなければならない。
３　学長は、第９条第４号の事項を審議した結果、教学上の三つの方針の改定が必要と認められた場合は、別に定める手続により改定の検討を命じることができる。

（事務）
第 14 条　この規程に関する事務は、学長室政策支援ＩＲ課において処理する。

（改廃）
第 15 条　この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

（3）東北学院大学点検・評価に関する規程

〇東北学院大学点検・評価に関する規程

平成 17 年 4 月 1 日制定第 11 号
令和 6 年 9 月 4 日改正第 132 号

東北学院大学点検・評価に関する規程

目次

第 1 章　総則（第 1 条）
第 2 章　点検・評価の実施方法（第 2 条―第 4 条）
第 3 章　点検・評価の組織（第 5 条―第 11 条）
第 4 章　点検・評価報告書の公表及び活用（第 12 条・第 13 条）
第 5 章　外部評価（第 14 条―第 16 条）
第 6 章　雑則（第 17 条・第 18 条）
附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この規程は、東北学院大学学則第 1 条の 2 第 2 項並びに東北学院大学大学院学則第 2 条第 2 項及び第 3 項に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）の点検・評価について必要な事項を定める。

第 2 章　点検・評価の実施方法

（点検・評価の実施時期）

第 2 条　本学の点検・評価は、毎年度実施するものとする。

2　前項の定めにかかわらず、大学の点検・評価を必要とする研究プロジェクト等については、必要に応じて実施する。

（点検・評価の項目及び内容）

第 3 条　前条第 1 項の点検・評価は、次に掲げる項目のうち、第 5 条に規定する委員会が年度ごとに指定する項目について実施する。

（1）　理念・目的
（2）　内部質保証
（3）　教育研究組織
（4）　教育課程・学習成果
（5）　学生の受け入れ
（6）　教員・教員組織
（7）　学生支援
（8）　教育研究等環境
（9）　社会連携・社会貢献
(10)　大学運営・財務

(11)　その他本学の点検・評価に関して必要な事項
２　前項の点検・評価項目の詳細な内容は、公益財団法人大学基準協会の点検・評価項目に従うものとする。
３　点検・評価に際しては、そのための必要な資料として大学基礎データ、基礎要件確認シート並びに教員の教育及び研究に関する業績データを収集整理するものとする。
４　点検・評価項目の評価基準、大学基礎データ及び基礎要件確認シートの様式は、公益財団法人大学基準協会等が実施する認証評価に求められる主要点検・評価項目、大学基礎データ及び基礎要件確認シートに準拠する。
５　前条第２項の点検・評価項目は、当該研究プロジェクト等の内容に応じて設定する。

（報告書の作成）
第４条　前条第１項に基づき作成する報告書は、次のとおりとする。
（１）　点検・評価報告書（大学基礎データ及び基礎要件確認シートを含む。）
（２）　教員業務・活動報告書
２　第２条第２項に基づく研究プロジェクト等の点検・評価報告書は、前条第５項の点検・評価項目に関して作成する。

第３章　点検・評価の組織
（委員会の設置）
第５条　点検・評価を実施し、本学における教育及び研究の質の向上を図るため、東北学院大学点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の業務）
第６条　委員会は、第２条に基づき本学、本学を構成する全ての組織及び職員が行う点検・評価の実施を統括し、認証評価の年度を除く３年ごとに第４条第１項第１号に定める点検・評価報告書を作成する。
２　委員会は、前項に定める業務のほか、点検・評価項目の性質に従って点検・評価を行い、必要に応じて報告書を作成する。
３　委員会は、点検・評価の結果を踏まえ、点検・評価の実施体制、点検・評価項目、実施方法及び結果の活用方法等を定期的に見直し、その改善に努めなければならない。
４　委員会は、本学の関係組織に対し、点検・評価のために必要な資料の提出を求めることができる。
５　委員会は、研究プロジェクト等の点検・評価の実施など必要に応じて小委員会又は作業部会を設けることができる。
６　委員会は、前項に定める小委員会及び作業部会の活動状況について報告するものとする。

（委員会の構成）
第７条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
（１）　副学長
（２）　学部長及び教養教育センター長

（３）　研究科長
（４）　各学部及び教養教育センターから１名ずつ選出された教員
（５）　各研究科から１名ずつ選出された教員
（６）　高等教育開発室長、高等教育開発室副室長及び高等教育開発室専任教員
（７）　宗教部長、学長室長、教学組織改編推進室長、総務部長、地域連携部長、研究支援部長、学務部長、国際交流部長、入試部長、学生部長、就職キャリア支援部長、図書館長、図書部長及び情報システム部長、
（８）　教職課程センター所長
（９）　法人事務局次長、内部監査室長、庶務部長、人事部長、財務部長、施設部長、広報部長、及び史資料センター事務室長
(10)　次長及び課長
２　委員会に委員長を置く。
３　委員長は、副学長（点検・評価担当）をもって充てる。
４　委員会に副委員長を置き、副学長（学務担当）をもって充てる。
５　委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
６　委員長は、必要に応じて、委員以外の教職員を委員会に陪席させることができる。

（委員会の開催、定足数及び議決）
第８条　委員長は、委員会を招集し、議長となる。
２　委員会は、定期的に開催されるほか、委員長の判断により必要に応じて開催されるものとする。
３　委員総数の３分の１以上の委員による要請がある場合は、委員長は速やかに委員会を開催しなければならない。
４　委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
５　委員が公務のため委員会に出席できないときは、その事情を明らかにして委員長に委任状を提出し、議決権の代理行使を委託することができる。
６　委員会の議決は、出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は、委員長が決する。

（委員の任期）
第９条　第７条第１項第４号及び第５号の委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役職によって委員となる者については、当該役職の任期を委員の任期とする。

（専門委員会）
第 10 条　委員会は、点検・評価を円滑に実施するため、次に掲げる専門委員会を設けることができる。
（１）　「授業改善のための学生アンケート」実施委員会
（２）　教育・研究業績編集委員会
（３）　ＦＤ推進委員会
（４）　学長重点項目評価委員会

２　委員会は、それぞれの専門委員会について規程を設ける。
３　委員会は、各専門委員会の活動につき、定期的に報告するものとする。

（点検・評価報告書の提出）
第 11 条　委員会は、第 6 条第 1 項及び第 2 項に基づき作成した点検・評価報告書を、本学の内部質保証をつかさどる東北学院大学内部質保証委員会の議を経て学長に提出するものとする。

第 4 章　点検・評価報告書の公表及び活用
（点検・評価報告書の公表）
第 12 条　学長は、委員会から提出された点検・評価報告書の内容について理事長に報告するものとする。
２　学長は、委員会から提出された点検・評価報告書を、本学教職員、学外の諸機関等に公表する。

（点検・評価報告書の活用）
第 13 条　学長及び関係各組織の長は、点検・評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする。

第 5 章　外部評価
（外部評価の実施）
第 14 条　本学が実施する点検・評価について、外部による評価を受けるものとする。
（外部評価の点検・評価項目及び内容）
第 15 条　外部評価を受ける場合の点検・評価項目及び内容は、外部評価を実施する機関の定めに従うものとする。

（外部評価の結果の公表及び活用）
第 16 条　外部評価の結果については、委員会に報告し、第 11 条、第 12 条及び第 13 条を準用するものとする。

第 6 章　雑則
（事務）
第 17 条　この規程に関する事務は、学長室政策支援ＩＲ課において処理する。

（改廃）
第 18 条　この規程の改廃は、委員会が発議し、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

≪付録≫　2023 年度東北学院大学点検・評価報告書　ＦＡＱ集

2023 年度に作成した「2023 年度東北学院大学点検・評価報告書」をもとに、理解しておいていただきたい点を Q&A 形式でまとめました。

質問編　　※回答は別紙

概論（大学認証評価について）

(1) 大学の認証評価が始まった理由は？
(2) 日本の認証評価機関は大きく分けて５つあるが、大学基準協会の認証評価はその中で何番目に厳しいと言われているか？
(3) 大学基準協会による認証評価は 2004 年に始まったが、今年度は認証評価の第何期に当たるか？
(4) 諸外国でも認証評価はあるか？
(5) 大学評価の目的（大学基準協会『大学評価ハンドブック』）には、「内部質保証システムの有効性に着目した評価」があるが、内部質保証システムとは具体的に何のことか？

第１章　理念・目的

(1) 本学は何年に創立 150 周年を迎えるか？また、中長期計画「TG Grand Vision 150」は５年ごとに第Ⅰ期から Ⅳ 期まで分かれるが、現在は第何期の何年目か？
(2) 大学と大学院の理念・目的は？

第２章　内部質保証

(1) 本学で定めている「内部質保証に関する基本方針」における「内部質保証の本質は、〇〇の実質化である」の〇〇に入る言葉は何か？
(2) 本学で定めている「内部質保証に関する基本方針」では、「教育の内部質保証は３つのレベルで行われなければならない」とある。３つのレベルとはそれぞれ何か？
(3) 本学で内部質保証を推進する組織と言えば、内部質保証委員会の他にもう一つ挙げるとすれば何か？
(4) 教職課程の点検・評価も実施することを求められているが、その実施は義務か努力課題か？
(5) 改善サイクル PDCA の A は ACTION か ASSESSMENT か？また、A はどういう意味か？
(6) 本学の点検・評価委員会の下には４つの専門部会が設置されているが、それらは何か？
(7) 本学の高等教育開発室の役割は、「21 世紀の高等教育にとって必要とされる〇〇を確立するための先導的役割を果たすこと」である。〇〇に入る言葉は何か？
(8) 本学の内部質保証の客観性を担保し、外部からの意見を教学マネジメントに取り入れるため、３つの取り組みを行っている。それらは、「外部評価」と「西南学院大学との相互評価」ともう一つは何か？
(9) 西南学院大学との相互評価では、同じ事業者の外部試験（アセスメント・テスト）の結果を用いた共同 IR 等も行っているが、このアセスメント・テストの名称は何か？

(10) 本学で毎年発刊している「TGU FACTBOOK」は教学に関する各種基本データについて、主に何を可視化することに主眼を置いているか？
(11) 本学の内部質保証システム体制図において、IR 委員会は主にどの委員会と連携しているか？
(12) 学長重点項目評価委員会は何のためにあるか、その目的は何か？
(13) 内部質保証ガイドブックは何のためにあるか、その目的は何か？
(14) 例えば、基幹教員制度の導入については、どの委員会で議論すべきか？

第３章　教育研究組織

(1) 本学には何学部何学科、何研究科何専攻が設置されているか？
(2) 本学ではすべての学科で教職課程がある。これは正しいか？

第４章　教育課程・学習成果

(1) 本学の全学部共通の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は大きく５つの項目からなる。それぞれ何を掲げているか。
(2) 本学の全学部共通の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）では、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分に加えて、何を示しているか？（2024 年度の各学部の見直しにおいて具体的に追加したもの）
(3) 全学的な教育課程編成を検討・審議する組織はどこか？
(4) 学位授与方針に示した学修成果の修得状況を何によって測るか、具体例を挙げよ。

第５章　学生の受け入れ

(1) 本学においても、学生の受け入れに関する方針である「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を定めているが、アドミッション・ポリシーにはどのような内容が規定されている必要があるとされているか？
(2) 本学の各学部のアドミッション・ポリシーは、2023 年度に改定を行っているが、何が理由で改定することになり、何年度から適用か？（点検・評価報告書 第２章を参照）
(3) 次のＡ、Ｂ、Ｃに入る委員会名は何か？
「本学の入試は、学部に関しては（Ａ）及び（Ｂ）の責任の下に審議・決定しており、合否判定にあたっては、各学部から根拠に基づいて提案された合格者原案を、（Ｂ）で審議したうえで（Ａ）に提案し、審議決定するという二重チェックを行っている。また、大学院に関しては（Ｃ）において各研究科の決定内容を審議・承認し、学長に意見を述べることで、最終的に委員長である学長が合否判定を行う仕組みとしている。」
(4) 本学の大学院では、収容定員に対する在籍学生数比率がほとんどの研究科で低い状況が続いている。これを改善するための取り組みとして点検・評価報告書に記載されている内容を３つ挙げよ。
(5) 2022 年度からの新たな併願制度の導入により、一般選抜前期日程の志願者数が増加したことから、同制度導入が本学入学希望者の潜在的要望に応える制度改革であったといえるが、この制度改革を最初に検討した委員会はどこか？

第６章　教員・教員組織

(1) 本学の各学部における教員定数は全学組織運営委員会で定めているが、法令要件では必要な最低教員数を定めている。何という法令により、各大学の何の要素をもとに決められているか？

(2) 「FD を、学部・研究科合同で学外講師によるオンデマンド配信で実施した。」大学基準協会の視点では、正しくない点はどこか？

(3) 本学の『教員業務・活動報告書』に記載する項目は、「教育活動」「研究活動」「学内外の競争的資金の獲得」「学会等および社会における主な活動」「芸術分野や体育実技等における主な活動」「学内における○○に関する諸活動」となっている。○○に入る言葉は何か？

(4) 基幹教員制度は、何年度の大学設置基準の改正によるものか？

第７章　学生支援

(1) 2020 年度からの国による「高等教育の修学支援新制度」の実施に伴い、「東北学院大学予約継続型給付奨学金＜３Ｌ奨学金＞」の新規募集を停止し、経済困窮者への予約型奨学金制度として新たに本学独自に設けた制度は何というか？

(2) 「TG MIND」とは何か？　また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下では主にどのように活用されたか？

(3) 「プレ FD」とは何か？

(4) 2020 年度前期に学生部で実施した「新型コロナウイルスに関する学生アンケート」において、食生活のバランスが「悪くなった」との回答が多数あったことを踏まえ、食の面でも学生をサポートするため、また、経済的な負担軽減も考慮して費用の一部を本学が補助して提供を始めた昼食を何というか？

(5) 2023 年度に、大学院独自の「大学院生アンケート」を実施することにつながった理由は何か？

第８章　教育研究等環境

(1) 本学は法令で必要とされる校地・校舎面積を満たしているが、この「大学で必要とされる校地・校舎面積を定めた法令」は何か？（同法令第 37 条及び第 37 条の２に規定）

(2) 本学において全学部で BYOD（Bring Your Own Device）が義務化されたのは何年度入学生からか？

(3) 本学では、学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、2016 年に土樋キャンパスのホーイ記念館１、２階にラーニング・コモンズ「コラトリエ」を設置した。このほか、2023 年度から五橋キャンパスに「コラトリエ・ライブラリー」を設置したが、どの建物の何階から何階に設置したか？

(4) 本学では外部資金のうちでも科学研究費助成事業に関して、申請件数、採択件数及び配分金額の向上を目指し、「東北学院大学科学研究費助成事業申請支援制度に関する規程」を 2020 年度に制定したが、この規程で設けられた奨励制度は何というか？

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応のため、遠隔授業の準備・実施の推進母体となる組織として教職員混成の「遠隔授業実施サポートチーム」が設置された。この組織は 2021 年度にその形を変え、現在もオンライン教育のほか、e ポートフォリオシステム等、本学における DX

推進の取り組みを行う組織へと発展しているが、委員会の名称は何か？

(6) 研究活動の不正防止に関する方針や体制、規程等をまとめ、具体的な研究活動上の不正行為防止対策の一環として策定されたマニュアルを何というか？

(7) 「東北学院大学人間対象研究審査委員会」の目的と審査内容は何か？

第９章　社会連携・社会貢献

(1) 本学は、2012 年度から総合学術誌『震災学』を継続的に発刊してきたが、東日本大震災から 10 年を過ぎたこと、毎年地震災害に限らず全国各地で自然災害が発生していることから、その名称を 2024 年３月発刊分から何と改めたか？

(2) 「世界の第一線で活躍する音楽家を招き、心躍る演奏、そして歴史的背景などのレクチャーで紡ぐコンサートシリーズ」をコンセプトとして、2009 年度から河北新報社と協働で開催している企画を何というか？

(3) 2023 年 10 月に「災害ボランティアステーション」を「総合ボランティアステーション」に改組した経緯を述べよ。また、それによりどんな成果に結びついているといえるか？

(4) 本学は 2014 年度の大学 COC 事業採択を契機として、地域と構築するプラットフォームを基盤とした連携事業にも積極的に取り組んでおり、宮城県、仙台市、宮城県社会福祉協議会及び仙台市社会福祉協議会と協働して「履修証明プログラム」を開発し、「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）スキルアッププログラム」という名称で、2016 年度から継続して実施している。このプログラム開発の発端は何だったか？

(5) 本学は株式会社エフエム仙台と 2020 年４月に協定を締結し、地域企業が抱える課題解決、ラジオを用いた地域の価値創造及び価値向上につながる取り組み等を実施することとしている。この一環として共同制作しているラジオ番組を何というか？

第 10 章　大学運営・財務

(1) 本学の教学（卒業、単位認定など）に関する最高意思決定機関はどこか？

(2) 学生から教育環境などについての意見・要望を聞く機会として、対面により学生会（常任委員）と学長をはじめとする大学関係者が話し合う会を何というか？

(3) 2014 年度から開始し、①事務組織における横断的な課題解決行動を活性化する、②SD 活動を活性化する、③職員の課題解決スキルを向上させる、という３点の効果を期待して導入され、１件当たり 50 万円を支給上限とする助成金制度を何というか？

以上

東北学院大学内部質保証ガイドブック 2024

発行日：2024 年 9 月発行
発　行：東北学院大学
〒980-8511　宮城県仙台市青葉区土樋一丁目 3-1
TEL 022-264-6424
ＵＲＬ：https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/
編　集：東北学院大学内部質保証委員会
事務局：東北学院大学学長室

≪付録≫　2023 年度東北学院大学点検・評価報告書　ＦＡＱ集　別紙

解答編

概論（大学認証評価について）

(1) 大学の設置認可審査等によって入口で大学の質保証をしていたが、大学設置規準の大綱化により、大学の認証評価や情報公開等による恒常的な質保証に切り替えたため。
(2) １番目
(3) 第３期（2024 年度時点）
(4) ある
(5) 「ＰＤＣＡサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセス」の仕組みのこと。（内部質保証システムは大学により異なる。）

第１章　理念・目的

(1) 2036 年。第２期の４年目（2024 年度時点）
(2) 大学は「キリスト教による人格教育を基礎として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与すること」、大学院は「キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与すること」。

第２章　内部質保証

(1) 点検・評価
(2) 大学全体レベル、カリキュラムなど教育プログラムレベル、授業レベル
(3) 点検・評価委員会
(4) 義務（法令根拠：教育職員免許法施行規則第 22 条の８）
(5) ACTION。検証と改善。
(6) 「授業改善のための学生アンケート」実施委員会、教育・研究業績編集委員会、ＦＤ推進委員会、学長重点項目評価委員会
(7) 教学マネジメント
(8) 教学に関する懇話会
(9) GPS-Academic
(10) 経年変化
(11) 全ての委員会
(12) 「TG Grand Vision 150」に基づき学長が年度ごとに設定する「学長重点項目」について、学長が年度末に行う自己評価に対して、その適切性を教員が客観的に確認するため。
(13) 本学の内部質保証体制及び関連規程を広く教職員に理解してもらうため。
(14) 教学改革推進委員会

第３章　教育研究組織

(1)　９学部 15 学科、６研究科 11 専攻（2024 年度）。
　　９学部 15 学科、６研究科 12 専攻（2025 年度）。
(2)　正しくない。（国際学部国際教養学科を除く全ての学科に教職課程がある）

第４章　教育課程・学習成果

(1)　①現代をよく生きることについて、キリスト教の教えをふまえた考察ができること
　　②高度な知的活動に必要な汎用的諸技能・能力及び英語力を活用できること
　　③課題を発見し、その解決のために学修成果を活用して取り組むことができること
　　④ものごとを広く多様な視点から認識し、異なる認識・思考方法や価値観に理解を示すことができること
　　⑤専攻分野の学修成果を活用及び説明できること
(2)　授業の実施形態、教育方法
(3)　全学教育機構
(4)　単位修得率、アセスメント・テスト、授業改善のための学生アンケート、卒業時意識調査、卒業論文、卒業試験　など

第５章　学生の受け入れ

(1)　入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法
(2)　高校の学習指導要領の改訂に合わせて改定することになり、2025 年度から適用。
(3)　Ａ：入学試験管理委員会、Ｂ：入学試験実施委員会、Ｃ：大学院委員会
(4)　「長期履修制度の改善」「遠隔授業利用の導入による遠隔入学希望者へのアピール」「学部生に対する大学院進学説明会（年２回）の実施」「大学ホームページ上での案内」「文部科学省「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～Ｘプログラム～」事業への申請・採択」のうちいずれか３つ
(5)　入試選抜方法等に関する検討委員会（その後、教学改革推進委員会）

第６章　教員・教員組織

(1)　大学設置基準、収容定員
(2)　「学部・研究科合同」という点。
(3)　管理運営
(4)　2022（令和４）年度

第７章　学生支援

(1)　東北学院大学予約型入学時給付奨学金（LIGHT UP 奨学金）
(2)　在学生、同窓生及び入学希望者への PR と課外活動団体の学生の励みとすることを目的とした課外活動専用サイトで、課外活動団体の最新の活動状況等について情報発信している。新型コロナウ

イルス感染症拡大の影響下では主に、オンライン新歓活動や課外活動ガイドラインなどを課外活動団体に伝達する手段として活用された。

(3) 博士課程における学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

(4) TG ランチ

(5) 大学院学生に対する「授業改善のための学生アンケート」の実施に関して、各授業科目の履修者数が少ないことにより、回答者が特定されるおそれがあって回答しづらい状況であることが、「点検・評価委員会」の下に置かれた「研究科作業部会」で問題として取り上げられたため。

第８章　教育研究等環境

(1) 大学設置基準

(2) 2020 年度入学生

(3) シュネーダー記念館の２階から５階

(4) 科研費 NEXT 支援制度

(5) 東北学院大学デジタルトランスフォーメーション推進委員会

(6) 研究活動上の不正行為防止・対応マニュアル

(7) 本学における研究を適切に実施するため、人間を対象とする研究を行う場合に設置される研究対象者の尊厳と人権を守るための倫理上の適合性に関する審査機関

第９章　社会連携・社会貢献

(1) 被災学

(2) 時代の音

(3) 本学は、東日本大震災発災直後に「災害ボランティアステーション」を設置し、諸活動を通じて学生の主体的で深い学びの実現を目指してきたが、近年ではこうした実績を踏まえ、災害によらない日常的なボランティアの要請も多く寄せられるようになり、これらの社会からの要請に応えるために改組した。それにより、ボランティア活動の取り扱う範囲の拡大を行っただけではなく、学生同士で支援する取り組みを新たに導入するなど、ピアサポートの強化にも力を入れており、学生の主体的で深い学びを更に涵養する取り組みとして発展させることで、地域社会に貢献できる人材を育成している。

(4) 宮城県、仙台市、宮城県社会福祉協議会及び仙台市社会福祉協議会が「地域の課題解決を支援する社会福祉協議会職員やNPO職員等を対象とした学修機会の不足」を課題として挙げていたため。

(5) RADIO COLLEGE

第 10 章　大学運営・財務

(1) 全学協議会

(2) 合同協議会

(3) 学長研究助成金（事務職員業務研究）